解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月十五日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

山形県酒田市山居町一丁目一番八号

財団法人北斗会

清算人　酒井　忠久

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

名古屋市名東区植園町一丁目二五番地ユー

ハイム植園三〇一号

特定非営利活動法人グリーンデザイン

清算人　上口美弥子

解散公告（第一回）

当宗教法人は、平成二十三年八月九日開催の総代会の決議により解散したので、当宗教法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字中切四七七

番地　御嶽教柏森照王教会

清算人　小川　良子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

東京都葛飾区西水元二丁目二〇番一五号

特定非営利活動法人相互援助推進グループ

清算人　長谷川和枝

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年十一月十五日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

名古屋市緑区八つ松一丁目二二〇一番地

名古屋市八ツ松土地区画整理組合

清算人代表　本多　耕作

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

大分県玖珠郡九重町大字後野上八の一

財団法人九重町振興事業団

清算人　時松　信康

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年八月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

大分県日田市天瀬町桜竹六七一番地二

社団法人日田市天瀬農業公社

代表清算人　梅木　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月八日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

石川県金沢市広坂一丁目二番二三号

財団法人金沢総合技術研究センター

代表清算人　杉本栄三郎

配当公告

埼玉県越谷市北越谷四丁目二四番三八号

破産者　土佐建設株式会社

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十年（フ）第一三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇九九、八七六、六一四円

一、配当することのできる金額

金二九、五一六、六五四円

平成二十三年十二月十四日

埼玉県越谷市弥生町一番四号越谷弥生ビル四階隅田法律事務所

破産管財人　隅田　敏

配当公告

三重県津市白山町川口二九一〇番地

破産者　山岡せつ子

右の者に対する津地方裁判所平成二十三年（フ）第一七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二一四、七二二、五〇五円

一、配当することのできる金額

金四五、〇八一、四五六円

平成二十三年十二月十四日

三重県四日市市三栄町四番九号コーポタルトク一階

破産管財人　塚越　正光

配当公告

長崎県平戸市宮の町六五五番地一一

破産者　株式会社エヌ・シー西九州

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十一年（フ）第二三二六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三三五、七三七、七八六円

一、配当することのできる金額

金八五、〇〇〇、〇〇〇円

平成二十三年十二月十四日

福岡県福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階

破産管財人　髙松　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県夷隅郡大多喜町久保五〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　竹下　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

千葉県長生郡一宮町一宮三〇九三―四　大協商事ビル三階　弁護士法人川目法律事務所　上総一ノ宮支部

相続財産管理人　弁護士　松本　知世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市南増尾八丁目七二三番地六三、最後の住所千葉県柏市南増尾八丁目九番二九号

被相続人　亡　菊地　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

千葉県松戸市松戸一八四七日暮ビル四〇三

みぎわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙山　聡宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市三ツ堀八三二番地の九一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　永井　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

事務所千葉県松戸市本町一八―四ＮＢＦ松戸ビル五階ときわ綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　要介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市安浦町三丁目三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森崎美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十二月十四日

横浜市中区尾上町二丁目二七番地朝日生命横浜関内ビル七階　むつみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越川　純哉